

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	無報酬	交通費（実費）
評議員会出席報酬等	無報酬	交通費（実費）

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
常務理事業務報酬	2,000円（時給）	交通費（実費）
理事及び評議員業務報酬等	無報酬	交通費（実費）
監事監査指導報酬等	無報酬	交通費（実費）

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実 費	実 費	無報酬	実 費

(編者注)

役員報酬の額の決定にあたっては以下の内容をふまえて、施設種別の充当財源の相違、実情にあわせて決定してください。前記例はあくまで例示であり、上記報酬等の財源があることを保障したものではありません。

<役員・評議員の報酬>

役員・評議員の報酬は、「理事・監事・評議員報酬及び旅費規程」等を整備した上で勤務実態に即して支給することが必要です。役員の地位にあることによるのみ支給しないことが必要です。報酬を支給する場合は、特養ホームにおいて介護報酬を、支援費施設において支援費を「高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費」に充てることはできないとの通知をふまえ検討することが望まれます。

なお、措置施設、保育所、支援費施設においては、役員報酬は本部経理区分からのみの支出とされており（社援施第6号）、当該区分の財源は措置施設、保育所においては寄付金収入、当該施設経理区分からの利子相当の繰り入れ等に限定されています。支援費施設は当該経理区分からの繰り入れには制限はありません。特養ホームについては、指導指針（老計第8号）による場合は特養ホーム会計区分から役員報酬を支出できます。

財源とのバランスにより報酬を定めてください。

本部経理区分の報酬にかかわる財源表は下記のとおり。

	特養ホーム (会計基準)	支援費施設	授産施設 (支援費対象)	保育所	措置施設
本部への寄付金収入	◎	◎	◎	◎	◎
施設経理区分の利子相当の繰入	◎	◎	◎	◎	◎
収益事業からの繰入・本部独自財源	◎	◎	◎	◎	◎
施設経理区分からの利子相当以外の繰入	◎	◎	◎	×	×

◎ 財源とすることができる

× 財源とすることができない

なお、本部経理区分には、報酬のほか、理事会開催経費等が属します。

